

宮崎県立看護大学大学院看護学研究科

博士前期課程 実践者養成コース

入学志願者の皆様へ

「こども性暴力防止法」の施行に伴う実習の取扱いについて

こども性暴力防止法の施行に伴い、2026年12月25日から、学校や保育所、学習塾など、こどもに対して教育・保育などを行う事業者には、こどもへの性暴力を防ぐための取組が求められます。

学生が実習、その他インターンシップやボランティア活動等に参加し、こどもと接する業務に従事する場合も本制度の対象となります。

つきましては、以下の本学で計画する実習の取扱いを御確認いただいたうえで、出願を検討いただきますようお願いいたします。

【実習生に関する留意点】

- ・実習生である学生が対象事業者（保育園等）でこどもと接する業務に従事する場合には、対象事業者が当該学生を犯罪事実確認の対象と判断し、特定性犯罪前科の有無の確認（犯罪事実確認）を求める可能性があります。
- ・確認の要否に関する最終的な判断及び確認手続は、実習先の対象事業者が行います。
- ・性犯罪前科の有無の確認が必要であると判断された場合、実習生本人よりこども家庭庁へ戸籍等の提出が必要となります。
- ・性犯罪前科があると確認された者は、こどもと接する実習はできません。
- ・実習を行うことができない場合、修了要件を満たすことができず修了できない可能性があります。

【本学の対応】

本学大学院 博士前期課程実践者養成コースでは、市町村、保健所、企業で実習を行っていますが、実習内容により、保育園等に訪問する保健師に同行する場合があります。

これらの施設では、こどもの安全・安心を確保するとともに、実習生を安心して受け入れることのできる環境づくりが求められています。本学においても、制度の趣旨を踏まえ、こどもの安全確保に配慮した適切な実習環境の維持・確保に努めています。

つきましては、入学予定者の皆様には、入学手続時に「犯罪事実確認に関する同意書」、こどもと接する実習を行う蓋然性が高くなった段階で「特定性犯罪前科がない旨の誓約書」の提出をお願いします。

提出された書類に含まれる個人情報は、実習に関する業務遂行のために必要な範囲内でのみ使用し、本学において個人情報保護法に基づき適切に取り扱います。

本学に入学希望の方は、上記内容を十分に御理解のうえ、御出願・御入学を御検討ください。

※制度の詳細は下記を御覧ください。

こども家庭庁 HP「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

本件に関するお問い合わせ先

宮崎県立看護大学 総務課教務学生担当 TEL：0985-59-7705